

資料提供

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
室長補佐：青木 喜昭
TEL 029-301-3033

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和7年6月13日
茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行った。

記

事業者の名称及び所在地	株式会社山友興業 (千葉県八千代市麦丸1111番地1)
許可番号	産業廃棄物収集運搬業 第00801161870号
処分年月日	令和7年6月13日
処分内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分の理由	株式会社山友興業が、令和7年3月19日付けで千葉県知事から法第14条の3の2第1項第5号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたことは、法第7条第5項第4号ホに該当し、当該事実、法第14条第5項第2号イに該当する。